

規 則

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年九月十五日

埼玉県人事委員会委員長 馬 橋 隆 紀

埼玉県人事委員会規則一七―二八

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則（埼玉県人事委員会規則一七―四）

の一部を次のように改正する。

別表第二中「公益財団法人日本科学技術振興財団」を

「公益財団法人日本科学技
公益財団法人ラグビーワ

術振興財団

に、「公益社団法人日本下水道協会」を 「公益

ールドカップ二千十九組織委員会」

国立

社団法人日本下水道協会

に改める。

研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構」

附 則

この規則は、平成二十七年十月一日から施行する。